

# 横須賀市社会的養護推進計画

平成 27 年 (2015 年) 2 月

横 須 賀 市

# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
	1. 策定の目的	
	2. 背景	
	3. 国が示した主な目標	
	4. 計画期間	
第2章	社会的養護の取り組み経過、現状及び課題	3
	1. これまでの取り組み経過	
	(1) 本市児童相談所開設の経過	
	(2) 施設整備	
	(3) 里親の登録	
	(4) 施設の職員配置の整備	
	2. 本市の現状	
	(1) 社会的養護の体制	
	(2) 社会的養護を必要とする子どもたちの状況	
	3. 課題	
第3章	計画の基本的方向性及び社会的養護の需要量と供給量	5
	1. 計画の基本的方向性	
	2. 需要量の見込み	
	3. 供給量の見込み	
第4章	本市の具体的取り組み	7
	1. 里親開拓と委託の推進	
	2. 施設の家庭的養護の推進	
	3. 施設の専門的ケアの充実	
	4. 施設の人材確保・人材育成	
	5. 子どもの自立支援の充実	
	6. 子どもの権利擁護の推進	
	7. 児童相談所の体制強化	
	8. 家族支援及び地域支援の充実	
第5章	各期における取り組みの概要	12
	1. 各施設の家庭的養護推進計画	
	2. 期別、分野別の計画概要	
第6章	進行管理等	13
	1. 計画の進行管理	
	2. 用語説明	

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 策定の目的

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分考慮されながら養育される必要があります。

しかし、虐待などさまざまな理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもは、社会全体で公的責任をもって保護し、育てていく必要があります。

このような社会的養護を必要とする子どもたちは、心身ともに大きなダメージを受けているため、その養育は、できる限り家庭的な環境のもと、特定の大人との継続的で安定した関係により行われる必要があります。

しかしながら、わが国のこれらの子どもたちに対する養育は、これまで主に児童養護施設などの施設により行われてきました（この施設による養護を「施設養護」といいます）。

今後、施設養護から家庭的環境での養育を主とした体制に転換していくためには、施設養護においては施設の小規模化、地域分散化を推進し、併せて、里親やファミリーホームによる養育（家庭養護）も推進していく必要があります。さらには、社会的養護を市民全体で担っていくという風土を醸成していくことも大切になってきます。

これらを踏まえ、社会的養護を必要とする本市の子どもたちが、家庭的環境のもと、安全に安心して生活できるよう、本計画を策定するものです。

### 2 背景

社会的養護を必要とする子どもたちの置かれている状況が時代とともに変化し、措置児童の多くを虐待を受けている子どもが占めるようになってきました。このことにより、施設などでの対応は複雑・困難化しています。このような状況の中、平成23年7月に、国の「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」と「社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会」から『社会的養護の課題と将来像』が示されました。

この『社会的養護の課題と将来像』によると、日本の社会的養護を必要とする子どもに対する養護は、児童養護施設等による施設養護が9割、里親などによる家庭養護が1割という現状であるのに対し、イギリスやイタリアは里親が6割、ドイツは3割などとなっており、それらの国々と比べると日本は、施設養護に偏っているとしています。

また、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引き上げの必要性などについても言及しています。

平成24年3月には、厚生労働省により、社会的養護の施設種別ごとに「施設運営指針」が策定され、「家庭的養護と個別化」が社会的養護の原理の第1番目に掲げられました。

この施設運営指針では、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要であるとしています。

### 3 国が示した主な目標

平成 24 年 11 月 30 日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、以下の方向性が示されています。本市としては、この国の方向性を踏まえつつ、本市の状況を加味した計画を策定することとします。

#### <国の主な目標>

##### (1) 児童養護施設の方向性

###### ① 本体施設の小規模化を図る

- ・ 本体施設の定員を 45 人以下とする。

###### ② 本体施設の地域分散化を図る

- ・ 本体施設の養育単位を小さくして、小規模グループケア化（全ユニット化）する。
- ・ 1 ユニットの定員は 6～8 人とする。

###### ③ 地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やす

- ・ グループホームの定員は 6 人とする。

###### ④ 社会的養護の地域の拠点とする

- ・ 施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー
- ・ 里親支援
- ・ 自立支援

##### (2) 乳児院の方向性

本体施設の養育単位を小さくして、小規模グループケア化（全ユニット化）する

- ・ 1 ユニットの定員は 4～6 人とする。

##### (3) 社会的養護の割合について

今後、十数年をかけて、「本体施設」、「グループホーム」、「里親及びファミリーホーム」の比率を、概ね 3 分の 1 ずつに転換する。

##### (4) 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」との整合性

15 年間のうち、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間の計画要旨については、本市の子ども・子育て支援事業計画である「横須賀子ども未来プラン」にも掲載し、整合性を図る。

### 4 計画期間

平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間です。

この 15 年間を前期（平成 27～31 年度）、中期（平成 32～36 年度）、後期（平成 37～41 年度）の 5 年ごとに区分し、各期ごとの取り組みを定めるとともに、5 年ごとに見直しを行います。

## 第2章 社会的養護の取り組み経過、現状及び課題

### 1 これまでの取り組み経過

#### (1) 本市児童相談所開設の経過

平成16年の児童福祉法の改正を受け、中核市でも児童相談所を設置することができることとなり、全国の中核市では、本市と金沢市が児童相談所を設置することとしました。

それまで社会的養護については神奈川県に委ねてきましたが、「横須賀市の子どもは横須賀市で責任を持って育てる」という理念の下、社会的養護の体制整備に取り組んできました。

平成18年4月に市児童相談所を開設し、平成20年に本市の子どもに関する総合支援体制の中核機能を担う施設である「はぐくみかん」を整備しました。また定員25人の一時保護所も設置しました。

#### (2) 施設整備

児童相談所開設時は、児童養護施設が市内に1カ所(当時の定員88人)しかなく、社会的養護の受け入れ体制は十分ではありませんでした。体制が整備されるまでの間は、神奈川県が所管する乳児院や児童養護施設等の定員枠を借用することで対応してきました。

平成23年4月に乳児院と児童養護施設を合築した「しらかばベビーホーム」(当時の定員25人)と「しらかば子どもの家」(定員40人)が整備され、さらに平成24年には、すでに運営中であった児童養護施設「春光学園」の大規模修繕により個室化・ユニット化が図られ、プライバシーを確保するなど子どもたちの生活の質が向上しました。

また、ファミリーホームは平成22年に「われもこう」が、平成23年に「クロープハウス」が開設され、2カ所のファミリーホームが整いました。

#### (3) 里親の登録

本市児童相談所開設時に、神奈川県児童相談所から14組の里親を引き継ぎました。また、里親会は県里親会から独立し、横須賀市里親会を発足し活動しています。

平成20年の児童福祉法改正により、里親制度は大きく変更されました。里親の種類は、養育里親、親族里親、専門里親、養子縁組里親の4種類となり、短期里親はなくなりました。

また、研修については、基礎研修、認定前研修、5年ごとの更新研修(専門里親は2年ごと)に体系が整備されました。

これらの変更などに伴い、里親の登録取り消しなどがあり、一時的に登録数は減少しましたが、その後の啓発活動が功を奏し、毎年、新規の里親登録があり、平成26年4月には17組の登録数となりました。

#### (4) 施設の職員配置の整備

地域主権改革一括法により、平成24年度に児童養護施設及び乳児院等の設置基準に関する条例「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例」を制定しました。

この条例においては、施設のケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置を引き上げ、国が目標とする高い水準を本市の最低基準と決めました。

施設種別	現在の国の最低基準	国の目標水準	本市の基準
児童養護施設	児童指導員・保育士数		
	①0・1歳児 1.6:1	①0・1歳児 1.3:1	①0・1歳児 1.3:1
	②2歳児 2:1	②2歳児 2:1	②2歳児 2:1
	③3歳児以上幼児 4:1	③3歳児以上幼児 3:1	③3歳児以上幼児 3:1
	④小学生以上 5.5:1	④小学生以上 4:1	④小学生以上 4:1
乳児院	看護師・保育士・児童指導員数		
	①0・1歳児 1.6:1	①0・1歳児 1.3:1	①0・1歳児 1.3:1
	②2歳児 2:1	②2歳児 2:1	②2歳児 2:1
	③3歳児以上幼児 4:1	③3歳児以上幼児 3:1	③3歳児以上幼児 3:1

## 2 本市の現状

### (1) 社会的養護の体制

本市の社会的養護を必要とする子どもたちに対する施設などの受け入れ体制は、以下のとおりです。

(平成 26 年 4 月現在)

施設等種別	施設数等	定員
乳児院	1 施設	19 人
児童養護施設	2 施設	120 人
ファミリーホーム	2 カ所	12 人
里親	17 組	—

### (2) 社会的養護を必要とする子どもたちの状況

施設などに入所している子どもたちのうち、虐待を受けている子どもの占める割合は、市内施設では 81.9%となっており、神奈川県全体の 73.7%と比べて高い値となっています。

また、支援を必要とする子どもである特別支援学級や特別支援学校に通う子どもの割合は、市内施設では 28.0%となっており、神奈川県全体の 19.9%を大きく上回っています（「神奈川県児童福祉施設協議会による平成 25 年度実態調査結果」より）。

## 3 課題

平成 18 年 4 月に児童相談所を開設してから、順次、本市の社会的養護の体制整備に取り組んできましたが、以下のとおり、課題も多く抱えています。

- ①施設入所児においては、本市は他都市と比べ虐待を受けている子どもや障害を持つ子どもが多く、今後も増えていくと考えられるため、支援には、法律や心理学などの専門的知識や、説明力や相手から話を聞き出したりする技量が一層求められます。

- ②里親の開拓にあたっては継続して取り組んでいますが、登録者数は微増にとどまっており、さらなる増加のための新たな方策を検討する必要があります。
- ③施設のユニット化、個室化を進めたことにより、子どもたちの生活の質は高まりましたが、部屋は空いていても子どもの組み合わせなどで入所できない状況が発生しています。これは本市のみではなく、ユニット化、個室化に取り組んだ施設に共通する課題です。
- ④子どもの安全を守るためには市外の施設を利用せざるを得ないことがあるため、神奈川県や他の自治体、関係機関とのスムーズな連携が今後一層必要となってきています。
- ⑤児童養護施設を退所した後も、自立するために継続した支援を必要とする子どもは多くいるため、その支援体制の整備が必要です。
- ⑥子どもの人口が減っているにも関わらず、虐待などによる児童相談所への通告は、一貫して増加しています。問題が複雑化する前に未然に防ぐ取り組みや、児童相談所の体制を強化する必要があります。

### 第3章 計画の基本的方向性及び社会的養護の需要量と供給量

#### 1 計画の基本的方向性

第2章で述べたように、本市では児童相談所の開設以降、社会的養護の体制整備に取り組みました。施設整備についても同様で、施設の新設・改修から2～3年しか経過していません。

課題で取り上げたように、子どもたちが抱える問題は複雑化しており、支援する職員の専門的知識や技量が一層求められます。このため、職員を支えるしっかりした仕組みも必要です。

従って、本計画の策定に当たっては国の方針を踏まえつつ、前期・中期においては体制整備を進めるための職員育成などの強化に取り組めます。

また、5年ごとの見直しを行いながら、後期の取り組みを進めていくこととします。

#### 2 需要量の見込み

平成25年10月1日現在、横須賀市の人口（外国籍を含む）は421,839人で、平成5年ごろをピークに徐々に減少しており、それに伴い子どもの数も減ってきていますが、児童相談所での相談受付件数は増加しています。

【平成27年度以降の各年10月1日の推計人口】

(単位：人)

年度	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	36年度	41年度
総人口	421,839	415,487	412,011	408,369	404,552	401,229	382,777	363,093
18歳未満	63,067	60,823	59,630	58,217	56,775	55,346	48,958	44,130

(横須賀市都市政策研究所 横須賀市の将来推計人口(平成26年5月推計))

## 【平成 25 年度までの養護相談受付件数】

(単位：件)

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
養護相談 受付件数	331	386	336	310	342	415	508	523

(横須賀市児童相談所事業概要)

横須賀市都市政策研究所による横須賀市の将来推計人口（平成 26 年 5 月推計）における 18 歳未満の人数に、平成 25 年度までの措置入所等児童数（児童自立支援施設等を含む）が占める割合を勘案し、社会的養護の需要量を算出しました。

## 【平成 27 年度以降の各年度における最大需要量の推計】

(単位：人)

年度	前期					中期	後期
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	36 年度	41 年度
本体施設	159	158	156	154	153	139	120
グループホーム	(84.1%)	(83.6%)	(83.0%)	(82.4%)	(82.3%)	(76.8%)	(66.7%)
里親等	30	31	32	33	33	42	60
	(15.9%)	(16.4%)	(17.0%)	(17.6%)	(17.7%)	(23.2%)	(33.3%)
合計	189	189	188	187	186	181	180

## 3 供給量の見込み

本市には平成 26 年 4 月現在、児童養護施設が 2 施設、乳児院が 1 施設、ファミリーホームが 2 カ所あり、里親登録は 17 組となっています。

## 【市内施設などでの供給量】

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

種別	施設名	定員数	定員合計	入所等数※2
児童養護施設	春光学園	80 人	139 人 (82.7%)	124 人 (84.4%)
	しらかば子どもの家	40 人		
乳児院	しらかばベビーホーム	19 人	29 人 (17.3%)	23 人 (15.6%)
ファミリーホーム	ファミリーホームわれもこ	6 人		
	クロープハウス	6 人		
里親※1	養育里親	17 組(17 人)		
合計		168 人	168 人(100%)	147 人(100%)

※1 里親委託児童数を 1 人とした場合。 ※2 市外の入所等を含む。

児童養護施設などについては現在の定員数を確保しながら、小規模化やグループホームの設置などを検討していきます。里親については、積極的に制度の周知を図ることなどにより、登録数を増やして需要量を補い、家庭養護の支援を推進していきます。

また、措置の状況により市内の児童養護施設などに入所できない子どもや、児童自立支援施設などで専門的ケアが必要な子どもについては、市外施設の利用を行なっていきます。



## 第4章 本市の具体的取り組み

### 1 里親開拓と委託の推進

家庭養護を推進するためには、社会的養護を必要とする子どもの受け皿となる里親への委託を拡大することが必要です。

新たな里親の開拓を図るとともに、里親支援を充実させていきます。

#### 【主な取り組み】

#### (1) 里親制度の普及促進

- ①里親制度を広く知ってもらうために、積極的に取材に応える取り組みなどメディアを活用して広報していきます。
- ②里親となり得る世代へ里親制度の情報が的確に届くように、学校などと連携するなど、対象を絞った広報を行います。
- ③里親の負担を軽減するとともに、市民に里親制度を身近に感じてもらうために、里親家庭をサポートするボランティアの仕組みを検討します。
- ④里親の普及について、民間と協力して実施する仕組みを検討します。
- ⑤巡回里親相談会や里親講座等を実施し、市民の里親に対する理解を深め、里親の開拓を進めます。
- ⑥週末などの短期間に、施設入所児童が養育家庭に滞在することで、子どもに家庭的な雰囲気を感じてもらおうとともに、里親制度の普及啓発を図ります。
- ⑦里親制度普及促進のための検討会を設置し、里親制度普及のための新たな方策を検討します。

#### (2) 里親委託の推進・支援等

- ①里親委託等推進員及び里親相談員を配置し、里親の活動をサポートします。
- ②里親の養育技術向上のために、里親の相互交流を行う場を設定します。
- ③里子の年代ごとの課題に合わせるなど、きめ細かな研修制度を充実します。
- ④一時的に里親が他の里親を利用できるレスパイト制度の利用を促進し、里親の負担軽減を図ります。
- ⑤専門里親の認定を促進し、養育が困難な子どもの受け入れ態勢を充実します。
- ⑥養子縁組里親への委託を進めます。
- ⑦ファミリーホームの増設を検討していきます。

#### (3) 施設との連携

現在、里親支援の一部を市内児童養護施設（1施設）に委託していますが、将来的な里親数の増加に併せて、里親支援専門の職員の配置などに対する支援を検討していきます。

### 2 施設の家庭的養護の推進

施設をより家庭的な養育環境に変えていくための支援を行います。

#### 【主な取り組み】

#### (1) 人材育成の支援

①家庭的養育環境を推進できる施設職員の専門的能力を向上させるため、市が研修を主催するなどの援助を行います。

②他施設での家庭的養育環境実現の好事例を紹介するなどの情報共有を行います。

(2) 施設の改築支援

必要に応じて、施設の家庭的養護推進のための改築を支援します。

(3) 入所児童の家庭的体験の充実

入所児童などが養育家庭に短期間滞在し、家庭的な体験ができる「週末等家庭短期滞在事業」の担い手となるボランティアの増加を図ります。

### 3 施設の専門的ケアの充実

児童養護施設などでは、虐待を受けた子どもや発達障害を有する子どもたちの割合が急増しています。子どもたちが安心できる場所で、安定した人格形成や精神的回復などを図ることができる環境を整備していきます。

#### 【主な取り組み】

(1) 研修の充実

市が主体となり、職員の専門性の向上を図るために研修を充実させていきます。また施設においても先進的取り組みを学ぶ内部研修や専門的な外部研修へ参加できるよう支援していきます。

(2) 児童精神科医師の巡回相談

子どもたちへの関わり方については、児童精神科医の助言が有効です。児童相談所に配置している児童精神科医の一層の積極的活用を行っていきます。

また、施設などへの巡回相談を定期的に行い、子どもの受診や施設職員への助言を行っていきます。

(3) 理学療法士・作業療法士の巡回相談

障害のある子どもたちには、理学療法士等の専門家による早期の生活訓練指導等が、将来的な生活の質を向上させるために有効です。施設などへの巡回相談、施設職員への助言・指導を行っていきます。

(4) 心理療法担当職員の配置

虐待を受けた経験や発達障害を有するなど特別なケアが必要な子どもの精神的回復のため、心理療法担当職員の能力の向上と職員数が適切に確保されるよう努めます。

### 4 施設の人材確保・人材育成

虐待を受けた経験や発達障害を有する子どもたちに適切に対応することが、心の傷を負った子どもたちの育ち直し、成長へとつながります。そのためには、虐待により受けた心的ダメージを正確に理解し、対処できる職員などの存在が不可欠であるため、施設の人材確保や人材育成に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

(1) 長期にわたって勤務できる職場環境の整備

複雑な問題を抱える子どもたちに対応するためには、経験豊富で力量のある職員が必要です。そのためには、施設職員が長期にわたって勤務できることが必要です。

国の配置基準を上回る市独自の職員配置基準を今後も維持し、職員の健康面への配慮や子育て中の職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

(2) 神奈川県立保健福祉大学などとの連携

児童養護施設等職員の定期的な確保を図るため、神奈川県立保健福祉大学などとの連携を図ります。児童養護施設などに関心のある学生に対し、児童養護施設などの適切な理解を深め、就労へとつなげるため、施設などと大学、市の三者の定期的な交流や、施設などでの行事に学生がボランティアとして活動できる機会を増やしていきます。

(3) 施設職員の人材育成

施設を越えた職員同士の勉強会など自主的な活動を支援していきます。

## 5 子どもの自立支援の充実

社会的養護を必要とする子どもたちは、一定の年齢になると、親などはもとよりそれまで受けていた支援等もなくなり、社会に出て行かなければなりません。

しかし、環境要因などから、自立するために十分なスキルが備わっていないことが多く、結果として、就労や住居の確保などに継続して困難を抱えることにより、負の連鎖に陥りがちな状況にあります。

そうした子どもたちが将来的に自立した生活を送ることができるよう、それぞれの段階に合わせた支援体制を整備します。

### 【主な取り組み】

(1) 学習支援事業

学習の習慣づけを支援し、学校不適応・施設不適応を予防することで自立した社会人となることを目指し、児童養護施設の子どもの対象に、学習指導講師を派遣します。

(2) 自立支援事業

社会的養護を必要とする子どもたちの背景を理解した上で、就労や住居の確保に協力する事業者、児童相談所、児童養護施設などとの協力体制を構築し、子どもたちの自立を支援します。

## 6 子どもの権利擁護の推進

1989年に国連で採択され、日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に認めるものです。

子どもは、生まれたときからすでに立派な人間として尊重され、価値ある存在として認められなければなりません。大人より年齢が低いことを理由に軽視されることがあってはなりません。

子どもの権利擁護推進のためには、被措置児童の健やかな成長（生きる権利）と職員などからの暴力の禁止（守られる権利）、自分らしく成長するために自分の考えや信じていることが守られること（育つ権利）、自由に意見を発表したり、集まってグループを作って活動すること（参加する権利）を保障することが重要です。これらのことが保障できるような取り組みを進めます。

**【主な取り組み】****(1) 子どもの意見・考えを反映させた施設運営**

これまでの「子ども権利ノート」や、施設に置かれている意見箱の積極的活用を子どもたちに周知させると同時に、子どもが主体となった「子ども集会」の開催を施設に働きかけ、子どもの意見をくみ上げる仕組みを強化します。

**(2) 「子どもの権利擁護」についての定期的研修**

施設職員や里親に対し、「子どもの権利」の理解徹底のための研修を市が主体となって開催します。

**(3) 施設などでの虐待防止の強化**

平成 20 年の児童福祉法改正により定められた被措置児童等虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を図ります。

**(4) 養育方針の継続**

長い期間、施設などで暮らす子どもたちが、施設職員や里親が変わってもつながりのある育てと健やかな育ちが行われるよう、適切な養育の記録と引継ぎが行われるようにします。

**7 児童相談所の体制強化**

子どもの支援を図る上で、施設の家庭的養護の充実や職員などの専門的な知識と技術向上も重要ですが、児童相談所そのものの機能強化も不可欠です。そのため、児童相談所の職員の育成等、体制の強化を図っていきます。

**【主な取り組み】****(1) 児童相談所職員の育成****①機能強化にかかる根幹的な課題は職員の育成にあります。**

年齢層に偏りが無い人材確保と経験値の蓄積を目指します。経験年数ごとの効果的な研修プログラムを整備します。

**②虐待相談件数の増加が止まらない状況を鑑み、児童福祉司だけでなく、子どもの心のケアを担う児童心理司の適切な配置を検討し、バランスのとれた職員体制を構築します。****(2) 家族再統合の発展的な試み****①平成 22 年度に虐待などを受けた子どもと家族との関係修復を担う家族支援チームを創設しました。子どもを施設などで育て直すことは重要ですが、親子の交流から始め家族と子どもの持てる力を引き出し、家族の再統合・再構築に取り組んでいきます。****②ペアレントトレーニングや家族合同ミーティングなどを継続して行い、親子間の関係性のアセスメントなどの研究・実践に取り組んでいきます。****(3) 一時保護所の機能強化****①一時保護所は、虐待や非行など様々な問題を抱えた子どもたちが生活しており、安全を守るために、外出や登校等に制限が加わることもあります。一人ひとりの人権に配慮して支援ができるよう、個別支援計画を立て、支援に取り組めます。**

- ②一時保護中の子どもの学習権を保障するため、学習講師を適切に配置し、全体学習だけでなく個別学習の機会を増やす体制を検討します。

## 8 家族支援及び地域支援の充実

社会的養護の課題を考えるにあたっては、児童相談所の機能の充実だけではなく、関係機関や市民一人ひとりが子どもの生活に関心を持ち、予防的視点をもった対応をする必要があります。社会的養護が必要となる前に家庭での生活が維持できるよう支援する体制作りを進めます。

### 【主な取り組み】

#### (1) 第一義的児童家庭相談窓口の機能強化

- ①児童相談所につながる前の第一義的な相談窓口ソーシャルワークのできる専任職員の配置に取り組みます。  
②職員の質の確保のための研修体制を整備します。

#### (2) 関係機関との連携

- ①複数の要因が多岐に関連し合う児童虐待などの問題は、児童相談所だけで解決できるものではありません。  
母子保健、生活保護、精神保健福祉、障害福祉、DV被害など多くの関係部署との連携が必要です。そして、効果的な連携を図るには、子どもの視点に立った問題解決のためのアプローチを共有することが必要です。そのために、児童虐待防止を視野に入れた関係部署との連絡会の開催を図ります。  
②警察や病院、家庭裁判所などの外部機関との連携強化を図るための連絡会を開催していきます。

#### (3) 妊娠中からの子育て相談体制の整備

- ①妊娠中からの相談体制をさらに充実させます。  
②新生児訪問や乳児家庭全戸訪問（通称：こんにちは赤ちゃん訪問）事業などで、家庭に訪問して子育ての相談に対応します。  
③乳幼児健診や子育て教室での相談をさらに充実させます。

#### (4) 子育ての孤立を防ぐ体制の整備

地域子育て支援拠点事業（通称：愛らんど）の機能強化を進め、親子が集える場、相談できる場を提供します。

#### (5) 子育てのスキルアップを図る機会の提供

子どもと良い関係を築く子育てスキルの啓発に努めます。

#### (6) 地域の子育て支援体制の充実

社会福祉協議会、町内会、子育てサークルなどと協働して地域の子育ての支援に取り組んでいきます。

#### (7) 啓発活動の推進

- ①教育・保育施設との連携を図り、大人や子どもを対象に「子どもの人権」について、啓発活動に取り組んでいきます。  
②児童虐待防止月間への取り組みを市民の協力を得ながら行っていきます。  
③社会的養護を必要とする子どもたちについて、市民一人ひとりが理解を深めるよう啓発活動に努め、また、地域との交流をさらに進めていきます。

## 第5章 各期における取り組みの概要

### 1 各施設の家庭的養護推進計画

社会的養護推進計画は、各施設が策定する家庭的養護推進計画を踏まえて策定することされていますが、各施設から提出された家庭的養護推進計画の概要は、次のとおりです。

- 施設の小規模化、分散化を推進するためには、人材育成、人材確保、人材定着が前提となるため、そのための研修や先進的施設の視察などの充実を図る。
- 小規模化が、直ちに施設の家庭的養護にはならないことを認識し、改めて施設における家庭的養護の養育理念と養育内容を習得する。
- 里親・ファミリーホームに対する支援策を含めた地域子育て支援策を検討する。
- 入所児童の課題把握、他施設の動向、人材育成などの進捗状況を見極めて、グループホームを開設する。
- 施設のユニット定員数を見直し、定員を引き下げる。

### 2 期別、分野別の計画概要

各施設から提出された家庭的養護推進計画等を踏まえ、本市の社会的養護を着実に推進していくための各期の分野別（人材育成等、本体施設、里親・ファミリーホーム）計画概要は、次のとおりです。

期 間	分 野	計 画 概 要
前期 (H27～H31)	人材育成等	(1) 家庭的養育環境を推進できる施設職員の専門的能力の向上のため、市が研修を主催するなどの援助を行う。 (2) 施設を越えた職員同士の勉強会等自主的な活動を支援する。 (3) 職員の専門的知識の習得や技術向上を図る。 (4) 児童相談所の体制強化のため、年齢層の偏りがない人材確保と経験値の蓄積を目指す。また、経験年数ごとの効果的な研修プログラムを整備する。
	本体施設	(1) 入所児童の課題把握、他施設の動向、人材育成等の進捗状況などを見極めながら、グループホームの開設について検討する。
	里親・ファミリーホーム	(1) 里親となり得る世代へ情報が的確に届くように、学校と連携するなど、対象を絞った広報を行う。 (2) 里親・ファミリーホーム委託を推進するため、（仮称）里親委託検討会を立ち上げ、以下の仕組みをはじめ、新たな推進事業の検討を行い、できるものから実行する。 ① 里親の負担を軽減するとともに、市民に里親制度を身近に感じてもらうために、里親家庭をサポートする仕組み ② 民間と協力して委託を推進する仕組み

		(3) (1) 及び (2) の事業等により、平成 31 年度までに里親委託率を 18% 程度にする。
中期 (H32～H36)	人材育成等	前期に引き続き、人材育成や児童相談所の体制強化を推進する。
	本体施設	(1) 入所児童状況の推移、財政面、人材育成等の進捗状況などに 基づき、グループホームの設置、定員の見直し（小規模化）及 びユニット化について検討する。 (2) (1) の検討の結果、状況が整ったと判断できた場合、グループ ホームを 2 カ所設置する。
	里親・ファミ リーホーム	(1) 前期で開始した推進事業等を継続するとともに、また、中期 の新規事業などにより平成 36 年度までに里親委託率を 23% 程 度にする。
後期 (H37～H41)	人材育成等	(1) 前期、中期に引き続き、人材育成や児童相談所の体制強化の 推進を継続する。
	本体施設	(1) 中期の整備状況を踏まえ、計画の見直しを行い、本体施設と グループホームの割合がほぼ同等になるよう検討する。 (2) 定員が 45 人を超える施設については、45 人以下になるよう検 討する。
	里親・ファミ リーホーム	前期・中期で開始した推進事業等を継続し、平成 41 年度までに里 親委託率を 33%（3分の1）程度にする。

※国は、今後十数年かけて、社会的養護に係る本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームの各割合をそれぞれおおむね 3分の1 ずつにすることを目標に掲げています。本市は当面、本体施設とグループホームを合わせておおむね 3分の2、里親・ファミリーホームをおおむね 3分の1 にすることを目標とし、中期の計画の見直しにおいて、本体施設とグループホームをそれぞれ 3分の1 ずつとすることが可能かどうかの検討を行うこととします。これは、市内にある「春光学園」（児童養護施設）は平成 24 年度に個室化・ユニット化を実施し、「しらかば子どもの家」（児童養護施設）及び「しらかばベビーホーム」（乳児院）は平成 23 年度に新設されており、改修や整備してから数年しか経過していないという事情を考慮したものです。

## 第6章 進行管理等

### 1 計画の進行管理

毎年度末に、計画の進行を確認し、ホームページで公表するとともに、前期、中期、後期の 5 年ごとに計画の見直しを行います。

計画の見直しに当たっては、里親委託率等の数値のみに着目するのではなく、子どもたちの養育環境がより良いものとなっているかという視点で、総合的に行っていきます。

## 2 用語説明（五十音順）

用 語	説 明
家 庭 養 護	里親やファミリーホームでの養護。養育者の住居で、家族と同様に養育される。
家庭的養護推進計画	児童養護施設、乳児院などが、それぞれの実情に応じ、施設における家庭的な養育環境を目指す小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定める計画。
グループホーム	地域小規模児童養護施設のこと。1 ホームの児童定員が6人で、児童養護施設などの本体施設を離れて、普通の民間住宅などを活用して運営するもの。
子ども権利ノート	子どもの権利について、子どもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子。子どもを一時保護または施設に入所したときに、子どもに対して配付する。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援に係る各施策を計画的かつ総合的に推進するために自治体が策定する5年間の計画。
施設養護	児童養護施設や乳児院等施設に入所させて行われる養護。
社会的養護	保護者のいない子どもや虐待などで保護者のもとで養育されることが適当でない子どもを社会全体で支え合うこと。 社会的養護には、児童養護施設などで養育する施設養護と里親などで養育する家庭養護がある。
親 族 里 親	扶養義務のある子ども、子どもの両親、当該子どもを監護する人が死亡、行方不明、拘禁、入院などの状態となったことにより、養育が期待できない子どもを養育する里親。
専 門 里 親	虐待された子どもなどに対し、心の傷の回復などの専門的な養育と自立支援を担う里親。
D V	ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略称。 同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者の間で起こる暴力全般を指す場合もある。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業のこと。平成21年度に創設され制度で、家庭的養護を推進するために、保護者のいない子どもまたは保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、子どもの養護を行う。1 ホームの児童定員は5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームにあたる。交代勤務であるグループホームと異なり、養育者が固定していることから、子どもにとっては、さらに家庭的な環境となる。



養育里親	何らかの事情で生来の家庭で養育できなくなった子どもの福祉のために、自宅で預かり育てる里親
養子縁組里親	養子縁組を希望する里親
要保護児童	保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども

## 横須賀市社会的養護推進計画

横須賀市こども育成部こども施設指導監査課  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電話:046-822-8224 FAX:046-827-0652  
E-mail:cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp



YOKOSUKA CITY  
SINCE 1907



横須賀が好き!